

臓器移植の実施状況等に関する報告書

令和 7 年 6 月 3 日
厚生労働省

第1 臓器移植の実施状況

- 臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号。以下「臓器移植法」という。）に基づき、令和 6 年度には、148 名（131 名）の者の身体からの臓器提供が行われ、そのうち脳死下における臓器提供者数は 139 名（116 名）となっている。なお、臓器ごとの移植の実施数等は、下表のとおりとなっている。

	提供者数		移植実施数	
		うち、脳死した者の数		うち、脳死した者の身体からの移植実施数
心臓	116名（104名）	同左	116件（104件）	同左
肺	106名（92名）	同左	135件（108件）	同左
肝臓	119名（105名）	同左	123件（107件）	同左
腎臓	124名（119名）	115名（104名）	239件（227件）	222件（202件）
すい 臓	47名（32名）	46名（32名）	47件（32件）	46件（32件）
小腸	2名（2名）	同左	2件（2件）	同左
眼球（角膜）	620名（611名）	55名（51名）	854件（854件）	97件（93件）

（注 1）令和 6 年度における心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓及び小腸の提供者数及び移植実施数は公益社団法人日本臓器移植ネットワークが、眼球の提供者数及び移植実施数は公益財団法人日本アイバンク協会が集計したものである。なお、括弧内の数字は令和 5 年度実績である。

（注 2）上記のほか、臓器移植法に基づき脳死判定は行われたが臓器提供に至らなかった者はいない。

（注 3）複数臓器の同時移植に関して、心肺同時移植は 0 件（0 件）、脾腎同時移植は 46 件（30 件）、肝腎同時移植は 11 件（8 件）、肝小腸同時移植は 1 件（1 件）となっており、各臓器の移植実施数にそれぞれ計上されている。

（注 4）臓器移植法が施行された平成 9 年 10 月 16 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に、合計で 1,181 名の脳死した者の身体からの臓器提供が行われている。

第2 移植結果等

- 平成 9 年 10 月 16 日（臓器移植法施行日）以降実施された心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓及び小腸の移植に関する 1 年生存率及び 1 年生着率は、以下のとおりである。

	心臓	肺	肝臓	腎臓	膵臓	小腸
生存率	96.5%	90.6%	89.0%	96.7%	95.8%	94.0%
生着率	96.5%	90.5%	88.4%	90.5%	85.6%	90.9%

（注 1）令和 6 年 12 月末日までに移植された者の令和 7 年 3 月 31 日時点の状況であり、公益社団法人日本臓器移植ネットワークが算出したものである。

（注 2）生存率とは「移植術を受けた患者のうち、一定期間後に生存している者の割合」、生着率とは「移植術を受けた患者のうち、移植された臓器が一定期間後に免疫反応による拒絶反応や機能不全に陥ることなく体内で機能している者の割合」をいう。

（注 3）心肺同時移植、肝腎同時移植、脾腎同時移植又は肝小腸同時移植を受けた患者の生存率及び生着率は、各臓器の生存率及び生着率の数値にそれぞれ反映されている。

- 5 例目以降の脳死下での臓器提供事例については、「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」（座長：鈴木一郎医療法人社団 EBIS 理事長）において検証を行っており、令和 7 年 3 月 31 日時点の総検証実施数は 781 例（令和 6 年 3 月 31 日時点の総検証実施数は 718 例）となっている。